

大和市告示第142号

大和市防災ラジオ給付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市防災ラジオ給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある市内の土砂災害特別警戒区域内に居住する者等に対し、防災情報をより確実に伝達するため、防災行政無線等による放送を受信することができるラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を予算の範囲内において給付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付の対象となる者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された市内の土砂災害特別警戒区域内に居住する者（世帯主である者に限る。）その他これに準ずる者であって市長が特に必要と認めるものとする。

(申請)

第3条 給付を希望する者（以下「申請者」という。）は、防災ラジオ給付申請書を市長に提出するものとする。

(給付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付の適否を決定し、その結果を防災ラジオ給付（不給付）決定通知書により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による給付決定（以下「給付決定」という。）を受けた者（以下「決定者」という。）に対し、必要な条件を付することができる。

(自己負担金)

第5条 決定者は、自己負担金として給付に要する費用の一部を市長が指定する方法により市に納付するものとする。

2 前項の自己負担金は、防災ラジオ1台につき3,000円とする。

(給付及び受領)

第6条 市長は、前条第1項の規定による納付を確認したときは、防災ラジオを決定者に給付する。この場合において、当該決定者は、防災ラジオ受領書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第7条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その給付決定を取り消し、又は給付した防災ラジオを返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。
- (4) 給付された防災ラジオを市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

2 前項の規定により防災ラジオを返還させる場合においては、既納の自己負担金は返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 決定者その他当該防災ラジオを使用する者（以下「使用者」という。）は、防災ラジオの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用し、良好な状態を保つよう維持管理すること。
- (2) 防災ラジオ（当該防災ラジオ以外の関連機器を含む。）の設置は使用者が行うこと。
- (3) 次に掲げる費用は、使用者が負担すること。

ア 前号の設置に要する費用

イ 防災ラジオの使用に係る電気料金、電池の交換その他電気使用に係る費用

ウ 防災ラジオの不具合、故障等修繕に要する費用

(損害賠償責任)

第9条 市長は、防災ラジオの使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(暴力団等の排除)

第10条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、給付決定を行わない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	防災ラジオ給付申請書	第3条
第2号様式	防災ラジオ給付（不給付）決定通知書	第4条
第3号様式	防災ラジオ受領書	第6条

b